

経 営 の 状 況

(26年9月末)

Jf マリンバンク

愛媛県信用漁業協同組合連合会

1. 事業の概況

県下の漁業を取り巻く環境は、慢性的な魚価安に加え、資源減少さらには天候不順や燃料費高騰のため、出漁日数の低下等による水揚減少等、漁業を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

このような状況の中、県下の信用事業の体制整備につきましては、本年度より「信用事業協団体(統合信漁連)」として、3ヶ年中期計画を策定し、新たな取り組み強化を実践しております。厳しい漁業環境、金融環境の中でも漁業者等のニーズに十分に応え続けられる「浜の暮らしを守る信頼の金融」の構築を目指して鋭意取り組んで参りますので、今後とも一層のご支援・ご愛顧を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

○貯金

貯金は、夏期に店頭金利に0.5%を上乗せした定期性貯金の特別推進(なつトクキャンペーン)を展開し、目標額20億円に対し23億円を獲得しました。

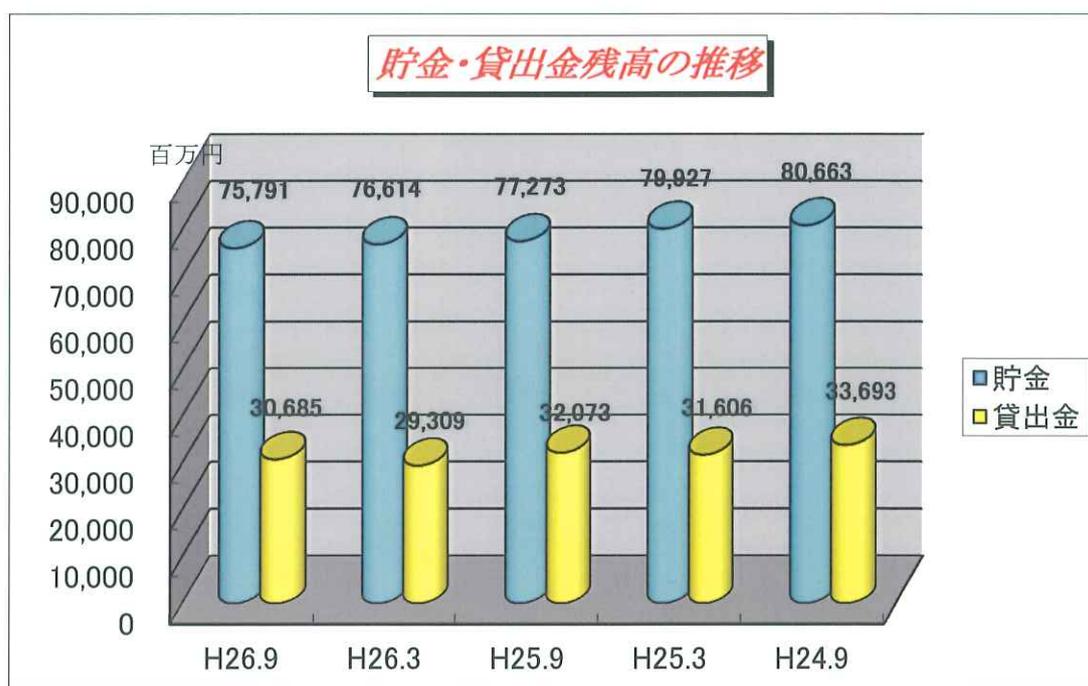
平成26年9月末信漁連貯金残高は、年度末770億円の計画に対し、758億円(達成率98.4%、前年同期比15億円の減少)の実績となりました。

また、平残では年度末757億円の計画に対し、762億円(達成率100.7%、前年同期比31億円の減少)の実績となりました。

○貸出金

貸出金は、9月末残高307億円で、前年同期比14億円減少いたしました。

近代化資金においては、魚類養殖業者への種苗購入・育成資金を中心に上半期23億円の対応を行いましたが増加には至りませんでした。また、長引く景気低迷による販売不振等で漁業経営費および既存債務圧縮を優先する傾向となっております。



○財務収支

漁業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いておりますが、事業管理費の削減及び農林中央金庫出資配当金等増加の結果、上半期における経常利益は111百万円、当期剰余金は88百万円となりました。

また、自己資本比率は、「パーゼルⅢ」に従った算定の結果、24.60%となり国内基準の4%及び系統内ルールに示された漁協信用事業実施要件である8%を大きく上回り、高い健全性を維持しております。

2. 事業方針

JFマリンバンク基本方針並びに中期事業方策に沿った「あんしん体制」の一層の強化に向け、本会「中期経営計画」のもと本年度より新たな取り組みを実践し、県下漁協系統金融機能強化のため下記重点事項に全力で取り組んでまいります。

《 重点取組事項 》

- ① 貯金量の確保に向けて漁協職員と本会職員が一体となった積極的な浜回り(正組合員に対する全戸別訪問)や、個人貯金残高の維持・確保に向けた全国統一キャンペーンを実施し、定期貯金・定期積金・新規口座指定(水揚代金・年金受取・給与振込)の獲得に努めます。
また、当会イメージキャラクター「浜鯛長」を県内の各種水産関係イベントに参加させて、JFマリンバンクの認知度向上活動を行います。
- ② 貸出金平残310億円を目標に、会員及び漁業者等の資金需要に対する積極的融資対応を進め漁業近代化資金を中心とした制度資金の推進を行います。
- ③ JFマリンバンク基本方針に基づく体制整備基準をクリアすべく整備・指導を実施しながら、店舗再構築を図ります。
- ④ 内国為替の適切な対応を行うとともに、仕向超過限度の管理等決済リスクへの適切な指導等による安全かつ確実な取扱いに努めます。また、決済業務につきましては公共料金等の各種口座振替、水揚代金の貯金振込決済及び年金振込指定の利用拡充を進め、家計のメイン化に取り組みます。
- ⑤ 内部管理事務につきましては、自己資本の増強、余裕金の安全かつ効率的な運用を行うと共に、コンプライアンス態勢の整備、事務管理体制の充実・強化について取り組みます。
- ⑥ 内部監査態勢等の適切性・有効性については、「内部牽制状況」・「自店検査の適正実施」・「本支所代理店業務の充実・強化」の3点を重点的に取り組みます。

3. その他

特筆すべき事項はありません。

4. 金融再生法開示債権(単体)

(単位:百万円)

	平成26年9月末	平成26年3月末	増 減
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	300	273	27
危険債権	10,466	9,346	1,120
要管理債権	406	336	70
不良債権合計	11,172	9,955	1,217
正常債権	19,581	19,407	174

※平成26年9月末の債権額は次の方法により算定しています。

- ① 各債権額は平成26年3月末時点を基準として、対象債権残高を修正しています。
- ② 平成26年3月末以降に、債務者区分の変更が必要と認められる債務者については、9月末時点の対象債権残高を修正しています。

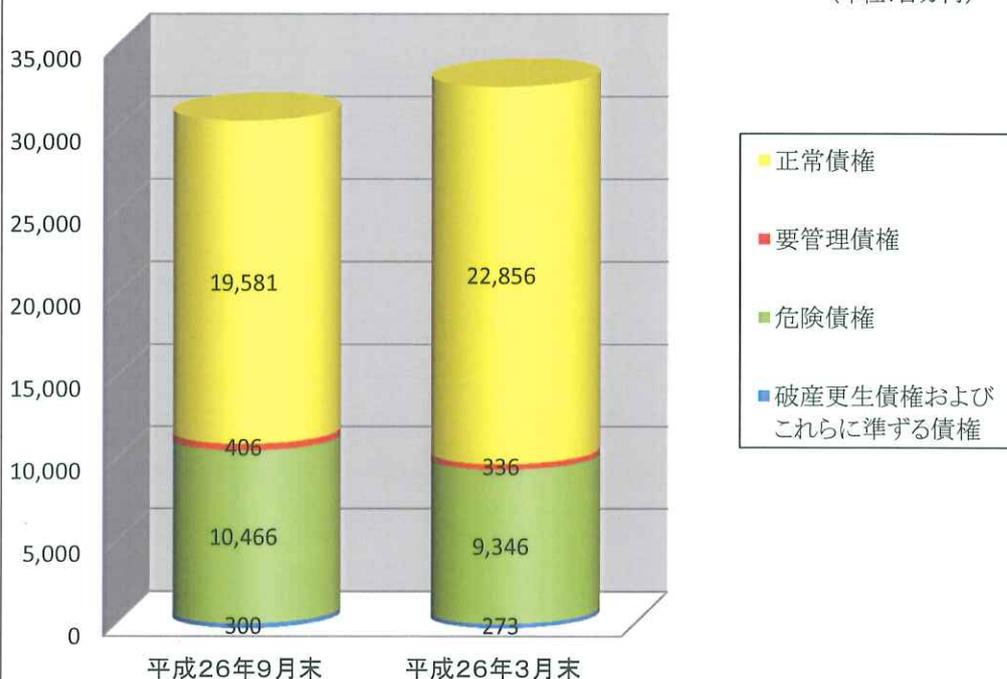
(注1)「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

(注2)「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

(注3)「要管理債権」とは、基本的には、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。

金融再生法開示債権の推移

(単位:百万円)



5. 単体自己資本比率

平成26年9月末	平成26年3月末
24.60%	24.44%

6. 主要勘定残高の状況

(単位:百万円)

	平成26年9月末	平成26年3月末
貯 金	75,791	76,614
貸 出 金	30,685	29,309
預 け 金	45,128	47,292
有 価 証 券	—	—